

○高木委員長 それでは、ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

本日の出席は全員でありますので、これより会議を進めてまいります。

まず、無所属議員を委員外議員として出席を求めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時02分

○高木委員長 それでは、再開いたします。

まず1点目、議会の改善・要望事項についてであります。改善・要望事項のNo.7「各委員会の運営」-2「特別委員会委員の各会派への配分に当たっては、無所属議員の枠を1人確保した上で、残りの委員数を比例配分することとする。なお、無所属議員が複数人となり、比例配分で1人以上確保できる場合は比例配分どおりとする。」について、3月25日の代表者会議における協議の結果、全会一致となったところであります。今定例会から実施する方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、第2回定例会より実施することとさせていただきます。

続いて、2点目、令和4年第2回定例会の運営について、(1)市長提出議案のうち配付済みのものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○野崎総務部長 令和4年第2回定例市議会を6月6日開会ということで、昨日、招集告示をさせていただきましたので、議案につきまして御説明を申し上げます。

今回提出いたしました議案は、議決案件が22件、報告案件が7件、合わせて29件であります。

議案第1号から議案第3号までの令和4年度各会計補正予算、報告第1号から報告第6号までの令和3年度各会計予算の繰越し及び議案第7号の専決処分等の報告につきましては、後ほど総合政策部長のほうから説明をさせていただきます。

議案順と違うのですが、大学の関係をまとめて説明させていただきたいと思います。議案第4号、議案第5号及び議案第8号から議案第10号までにつきましては、現在、公立化に向けて準備を進めている旭川大学の設置法人となる公立大学法人旭川市立大学の設立認可申請に関連するものであります。まず、議案第4号であります。公立大学法人旭川市立大学が有する財産のうち、地方独立行政法人法第6条第4項及び第44条第1項に規定する重要な財産を定めようとするものであります。議案第5号は、公立大学法人の経営指針となる中期目標等に対する意見の提示や、法人の業務実績に関する評価を行うため、市長の附属機関として設置する旭川市公立大学法人評価委員会に関し必要な事項を定めようとするものであります。議案第8号は、学校法人旭川大学から公立大学法人旭川市立大学に対して出資することを条件に、土地及び建物について寄附の申出があったことから、これを受けようとするものであり、議案第9号は、当該寄附を受けた土地、建物につきまして、同法人が大学及び短期大学部を運営する際の財産的基礎とするために出資をしようとするものであります。議案第10号は、公立大学法人旭川市立大学の名称や組織体制、業務の範囲など、大

学の設置及び管理に関し必要な事項を規定した定款を定めようとするものであります。

次に、議案第6号及び議案第7号につきましては、いずれも条例の制定であります。議案第6号は、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴いまして、特定公共賃貸住宅における入居者の資格に係る規定の整備を行うほか、引用条項を整備しようとするものであります。議案第7号は、東光スポーツ公園の硬式兼軟式テニスコートを有料公園施設にしようとするものであります。

議案第11号から議案第16号までにつきましては、いずれも財産の取得であります。議案第11号は、除排雪に充てるため、除雪グレーダー1台を4千213万円で、日本キャタピラー合同会社旭川営業所から、議案第12号は、除雪に充てるため、除雪トラック1台を4千336万2千円で、北海道市町村備荒資金組合から、議案第13号は、消火活動に充てるため、消防ポンプ自動車（CD-II型）1台を3千520万円で、株式会社北海道モリタ旭川営業所から、議案第14号は、大規模災害時の救急医療等に充てるため、災害対応特殊救急自動車1台を2千117万9千400円で、旭川日産自動車株式会社から、議案第15号は、車両の整備に充てるため、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車オーバーホール取替キット一式を3千113万円で、北海道市町村備荒資金組合から、議案第16号は独り暮らしの高齢者等の家庭における火災、急病、事故等の緊急事態に対処するため、緊急通報システム通報機器200組を2千86万7千円で、緊急通報システム事業協同組合からそれぞれ買収しようとするものであります。

議案第17号につきましては、東鷹栖などにおいて町の区域を新たに画し、変更し及び廃止しようとするものであります。このうち町の区域を新たに画し及び廃止することに伴いまして、議案第18号では、東鷹栖支所の所管区域、水道の給水区域及び下水道の予定処理区域の町名を改めようとするものであります。

議案第19号であります。新庁舎旭川家具製造業務につきましては、1億7千579万8千700円で、旭川家具工業協同組合と製造請負契約を締結しようとするものであります。

議案第20号につきましては、交通事故による相手方への損害賠償の額を175万円と定めようとするものであります。

議案第21号につきましては、株式会社旭川振興公社の取締役及び監査役を選任するため、議決権を行使しようとするものであります。

議案第22号につきましては、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づく機関の設置及び運営に関する事務の委託を受けるために、上川中部福祉事務組合との間に規約を定めることについて協議しようとするものであります。

最後に、先議のお願いであります。議案第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯の生活を支援するための特別給付金を速やかに支給する必要がありますことから、また、議案第19号につきましては、木材の乾燥やデザインの検討に要する期間の確保など、早期に着手をする必要がありますことから、その取扱いにつきましては、何とぞ御先議くださいますようお願いをいたします。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○熊谷総合政策部長 それでは、議案第1号から議案第3号までの令和4年度各会計補正予算につきまして、補正予算書に基づいて御説明申し上げます。

初めに、旭川市一般会計補正予算（第2号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ4億6千733万4千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、補正予算書2ページ下段の事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、3款民生費に、子育て世帯生活支援特別給付金支給費で4億6千733万4千円を追加しようとするものでございます。この財源につきましては、同じく2ページの上段、歳入にお示しいたしておりますように、17款国庫支出金で同額を追加しようとするものでございます。

次に、旭川市一般会計補正予算（第3号）、旭川市水道事業会計補正予算（第1号）と記載されている補正予算書の1ページを御覧ください。議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ44億2千384万4千円を追加しようとするものでございます。その内容といたしましては、7ページから12ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしておりますように、7ページ、2款総務費では、職員福利厚生費など5事業で6千577万円、3款民生費では、指導監査事務費など15事業で、19億275万2千円、9ページ、4款衛生費では、新型コロナウイルス感染症対策費など6事業で15億9千259万6千円、10ページ、5款労働費では、旭川まちなかしごとプラザ事業費など2事業で1千788万3千円、6款農林水産業費では、新規就農者育成総合対策費など5事業で2億3千607万4千円、7款商工費では、旭川地域産品魅力発信推進費など13事業で4億5千558万3千円、12ページ、10款教育費では、学校ICT環境整備費など7事業で1億5千318万6千円をそれぞれ追加しようとするものでございます。これらの財源につきましては、ページを戻っていただき、4ページから6ページまでの歳入にお示しいたしておりますように、4ページ、17款国庫支出金で29億114万2千円、5ページ、18款道支出金で10億684万9千円、21款繰入金で3億3千135万2千円、6ページ、22款繰越金で4千902万6千円、23款諸収入で1億297万5千円、24款市債で3千250万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。

またページを戻っていただき、3ページの第2表地方債補正では、学校教育施設等整備事業の限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号、令和4年度旭川市水道事業会計補正予算につきましては、18ページの実施計画にお示しいたしておりますように、資本的収入で1億8千830万円、資本的支出で1億8千830万円をそれぞれ減額しようとするものでございます。

また、19ページの債務負担行為では、高砂台調整池新築・電気設備工事費について、債務負担行為を追加し、高砂台調整池電気・機械設備工事費について、債務負担行為を廃止しようとするものでございます。

そのほか、関係条文につきましても、併せて整備しようとするものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第6号までの、令和3年度各会計予算の繰越しの報告につきまして御説明申し上げます。議案書の後半のほうにあります報告第1号を御覧ください。まず、報告第1号、令和3年度旭川市一般会計予算の継続費繰越しの報告についてでございますが、別紙、継続費繰越計算書のとおり、庁舎整備推進費につきまして、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第2号、令和3年度旭川市一般会計予算の繰越明許費繰越しの報告についてござい

ますが、別紙、繰越明許費繰越計算書のとおり、住民基本台帳ネットワークシステム管理費など24事業につきまして、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第3号、令和3年度旭川市一般会計予算の事故繰越しの報告についてでございますが、別紙、事故繰越し繰越計算書のとおり、ブロードバンド整備費につきまして、補助事業が完了せず、年度内に補助金の執行ができなかったため、令和3年度内に支出の終わらなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第4号、令和3年度旭川市水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、浄水施設工事など2事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

次に、報告第5号、令和3年度旭川市下水道事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、下水管布設工事など3事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

最後に、報告第6号、令和3年度旭川市病院事業会計予算の予算繰越しの報告についてでございますが、別紙、予算繰越計算書のとおり、構内電話交換機設備更新工事など2事業につきまして、令和3年度内に支払い義務の生じなかった額を翌年度に繰り越したところでございます。

繰越しの報告は以上でございます。

続きまして、報告第7号の専決処分報告につきまして御説明申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、本市の感染状況は拡大し、4月には1日の感染者数が過去最多となるなど、感染状況がさらに拡大している状況でありましたことから、自宅療養セットなど新型コロナウイルス感染症対策に係る予算の不足が見込まれ、現在の対策を維持するために、緊急施行を要すると判断し、4月27日に、令和4年度旭川市一般会計補正予算を専決処分いたしました。その内容といたしましては、ページをめくっていただき、事項別明細書、歳出の4款衛生費の新型コロナウイルス感染症対策費で2億5千721万6千円、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費で5億6千510万8千円の合計8億2千232万4千円を追加し、この財源につきましては、前のページの歳入にありますように、17款国庫支出金で1億3千530万円、18款道支出金で5億6千608万1千円、21款繰入金で1億2千94万3千円をそれぞれ追加したものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高木委員長 ただいまの理事者からの説明に対して、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 先ほど理事者から先議の要望があった議案第1号及び議案第19号の2件については、後ほど、審議方法のところでは協議をさせていただきます。

続いて、(2)追加提出予定のものについて、理事者から説明をお願いいたします。

○野崎総務部長 追加を予定しております議案ではありますが、公平委員会委員の選任であります。東郷明子氏が本年7月22日をもって任期満了となることによるものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの理事者の説明について、皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 ただいまの議案については、従来どおり各派会長会議で協議をすることとし、本会議直接審議として、会期末の本会議で扱うこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは次に、(3) 議会提出議案について、ア及びイについて事務局から説明をお願いいたします。

○林上議会事務局次長 アの請願・陳情議案の委員会付託についてであります。5月26日現在、陳情を3件受理しております。陳情第19号の国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化することを求める意見書の提出を求めることについて及び陳情第20号の沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求めることについてにつきましては総務常任委員会に、陳情第21号の精神障害者の社会的自立を促す各種助成制度の充実についてにつきましては民生常任委員会に付託になろうかと思っております。御了承いただければ、6月6日の本会議でその手続を執ることとなります。

次に、イの請願・陳情議案の審査結果報告につきましては、現在のところ、結論の出たものはありませんが、今後、結論が出た場合は、従来どおり会期末の本会議で報告を受けることとなります。

以上でございます。

○高木委員長 ただいまの事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、ウの意見書・決議案について、提案の確認を各会派に聞いてまいります。

○菅原委員(自民会議) ありません。

○品田委員(民主連合) 4本用意があります。

○中村委員(公明) 2本お願いしたいと思います。

○石川委員(共産) 意見書4本お願いします。

○金谷委員(無党派G) ありません。

○高木委員長 それでは、事務局から文案について配付をさせたいと思っております。

(意見書案配付)

○高木委員長 調整については、従来どおり代表者会議で扱うこととしますので、よろしく願いいたします。

続いて、(4) 議案の審議方法についてであります。

先ほど、理事者の説明の中で先議の要望があった、議案第1号及び議案第19号について、先議とすることでよいか、各会派及び無所属に確認をさせていただきたいと思っております。

○菅原委員(自民会議) 先議でよろしいと思っております。

○品田委員(民主連合) 先議でよろしいと思っております。

○中村委員(公明) 先議でよろしいです。

○石川委員(共産) 先議でよろしいと思っております。

○金谷委員(無党派G) 先議でいいです。

○横山委員外議員（無所属） 先議でよろしいです。

○高木委員長 それでは、先議として扱うこととし、6月6日の開会日に扱うこととします。後日の議会運営委員会で、質疑、討論の有無及び賛否を確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続いて、アの令和4年度各会計補正予算と関連議案及び単独議案について、審議方法について確認をさせていただきます。本会議直接審議とするか特別委員会付託とするか、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○品田委員（民主連合） 特別委員会設置が望ましいと思います。

○中村委員（公明） 特別委員会設置でお願いしたいと思います。

○石川委員（共産） 特別委員会設置がよろしいかと思います。

○金谷委員（無党派G） ほかの会派に合わせます。

○横山委員外議員（無所属） 皆さんの意見を尊重したいと思います。

○高木委員長 特別委員会設置という会派が4つありまして、ほかの会派等は合わせていただけるということですので、特別委員会付託という形で確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 付託議案については、議案第2号ないし議案第18号及び議案第20号ないし議案第22号の以上20件となります。なお、報告第1号ないし報告第7号の以上7件については、本会議直接審議とさせていただきます。名称については、補正予算等審査特別委員会。構成であります。委員長案を示させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 今回の構成については、14名とさせていただきたいと思います。先ほど、協議事項の冒頭で確認しました、無所属議員の枠を1人確保した上で、残りの委員数を比例配分した場合の各会派の人数を報告させていただきます。自民会議4名、民主連合4名、公明2名、共産2名、無党派G1名、そして無所属1名、合計14名となります。

続いて、正副委員長について相談に乗っていただけるかどうか、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 相談に乗る用意があります。

○品田委員（民主連合） 御相談に乗りたいと思います。

○中村委員（公明） 御相談には乗りたいと思います。

○石川委員（共産） 相談に乗れません。

○金谷委員（無党派G） 希望しません。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 それでは、自民会議、民主連合及び公明のほうで相談に乗っていただけるということでありましたので、御相談いただければと思います。委員名の届出及び設置の時期については、日程のところで相談をさせていただきます。委員会の場所は、第1委員会室となります。

続いて、（5）一般質問についてであります。アの時期、イの通告については、日程のところで

相談をさせていただきます。ウの時間については、質問のみ25分。ただし、一問一答の方式の場合は質問時間を確保した上で答弁を含めておおむね60分を目安とさせていただきます。エの回数については、一問一答の方式の場合は回数制限を設けず、一括方式の場合は3回以内となります。それでは、オの人数について、各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） 5から6でお願いします。

○品田委員（民主連合） 3から4でお願いいたします。

○中村委員（公明） 2ないし3でお願いします。

○石川委員（共産） 2でお願いします。

○金谷委員（無党派G） 2ないし3でお願いします。

○横山委員外議員（無所属） ゼロから1ということをお願いします。

○高木委員長 14人から19人ということになります。順序については、正副議長、議会運営委員会の正副委員長立会いの上、抽せんをさせていただきます。場所は質疑質問席ということになります。

続いて、（6）大綱質疑についてであります。特別委員会付託という形になりましたので大綱質疑についての時期、通告については日程のところでも相談をさせていただきます。時間は、質疑のみ25分、回数は3回以内。続いて、人数について各会派及び無所属に確認をさせていただきます。

○菅原委員（自民会議） ありません。

○品田委員（民主連合） ありません。

○中村委員（公明） ありません。

○石川委員（共産） 1でお願いします。

○金谷委員（無党派G） ゼロないし1です。

○横山委員外議員（無所属） 希望しません。

○高木委員長 こちらについては、1人から2人ということになります。順序については、こちらも正副議長、議会運営委員会の正副委員長立会いの上、抽せんをさせていただきます。場所は、質疑質問席となります。

続いて、（7）会期と日程について、正副委員長案を示すことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 それでは、事務局から配付をさせます。

（日程案配付）

○高木委員長 皆様の御手元に配付をさせていただきました。6月6日開会。この日は、一般質問の通告の締切りが正午になっております。そして、7日については大綱質疑の通告の締切りとなります。10日、13日及び14日の3日間、一般質問。10日は、補正予算等審査特別委員会の委員名の届出となっておりますので、よろしくごお願いいたします。そして、15日に大綱質疑、その後、補正予算等審査特別委員会が設置され、16日及び17日と委員会が続きます。17日に取りまとめに入り、21日閉会という形の通算16日間となりますが、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○高木委員長 3のその他の項に入っております。

（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組についてであります。現在、市

内における新規感染者は、連日100人前後という状況にありまして、なかなか感染が治まっていない状況にあるというふうに思います。本市議会においても感染者が発生するなど、引き続き、感染拡大防止に向けた取組を行う必要があるということから、これまで皆様にも行ってきていただいておりますが、一つは、質疑等を行う予定の議員は、可能な限り電話やメール等を活用しながら、打合せの際には日時を担当部局と調整をしていただきたいということです。そして二つ目は、特別委員会の設置となりましたが、初日の資料要求についてであります。事前に担当部局に連絡をしていただいて、委員会初日については、資料要求を行う旨の連絡があった部局のみの出席となりますので、要求する際は担当部局に連絡をお願いしたいと思います。また、控室等で積極的な換気、そろって食事を取るときには、会話を控えながら、対面としないようにするなどの対応、そういう部分についても工夫をしていただきたいと思います。なお、庁舎の暖房については、今日までとなっています。明日から暖房がありません。寒い日もありますし、議場等は換気もしますので、寒くなる可能性がありますから、寒さ対策、そちらについても各議員の皆さんでしていただくように、付け加えておきたいと思います。(1) コロナ対策ということについては以上であります。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、(2) 令和4年度全国市議会議長会表彰状及び感謝状伝達式についてであります。こちらについては、皆様の御手元に配付をしております資料に基づいて説明をさせていただきます。伝達式については、6月6日第2回定例会開会日、議場において、本会議で諸般の報告の後、休憩して行います。表彰を受けられる方は、議員15年以上表彰で、上村ゆうじ議員、白鳥秀樹議員の2名であります。伝達品は、表彰状及び記念品です。そして、感謝状を受けられる方は、中川明雄議長。全国市議会議長会国と地方の協議の場等に関する特別委員会副委員長及び全国市議会議長会地方財政委員会委員としての功績により、2枚の感謝状が贈呈されます。伝達式では、国と地方の協議の場等に関する特別委員会副委員長の功績による感謝状のみを読み上げて、伝達をさせていただきます。伝達方法については、事務局から氏名を読み上げ、それぞれ自席から前に進み出て受け取っていただきます。伝達者については、議長が感謝状を受けられることから、副議長にお願いをいたします。表彰状の伝達後、お祝いの言葉を副議長及び市長からいただき、引き続き、白鳥議員から代表して謝辞をいただくことといたします。いずれも登壇となりますので、よろしく願いいたします。以上の形で伝達式を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 続いて、(3) 議員研修会についてであります。今年度の議員研修会を実施するため、従来どおり実施担当チームを設置したいというふうに思いますが、設置することによってよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 構成については、昨年度までは、各会派及び無所属から1名として、副委員長が座長となって、企画・運営等をしてまいりました。今年度もそのような形とさせていただきたいと思っております。各会派のチームの人選については、後日の議会運営委員会までに事務局に氏名の報告をお願いしたいと思います。

以上ですが、よろしいでしょうか。



(「はい」の声あり)

○高木委員長 以上で、本日の協議事項は終わりましたが、委員の皆さんから何かございますか。

○安田委員(自民会議) 総務常任委員会で、スマートフォンを三脚に設置してずっと撮影をされている方がいたんですけども、今の時代、仕方がないのかなと思うんですけども、国会なんかでは、録音できるもの、録画できるものは、マスコミ以外は入り口で没収され、道議会のほうはどうなっているのか蝦名委員に聞いてもらったところ、申請書みたいのを出すようにはなっているんです。今の時代で、すぐにスマホやなんかで撮るのは仕方がないのかもしれないですけども、ちょっと議運の代表者会議かなんかで話し合ってもらって、申請書か何かを出してもらおうとかっていうことをちょっと協議していただけないかなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○高木委員長 今、安田委員からありましたように、常任委員会で、ここ最近動画の撮影というのがよく見られるようになりました。現在の規則の中ではそれは禁止になっていないので、今の段階ではあれですが、いずれにしても可能であれば、議会の改善・要望事項として出していただいて、その改善・要望事項の協議の中で、この部分について、これから議運の中で協議を進めたいと思いますが、そのような方向でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 それでは、自民会議については、改善・要望事項として提出をしていただきたいと思います。その提出後、代表者会議を含めて、協議を進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかは、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○高木委員長 次回の議会運営委員会の招集については、先議がありますから、6月3日午前10時より開会いたします。口頭招集となりますので、よろしく願いいたします。

以上で、本日の議会運営委員会を散会いたします。

---

散会 午前10時40分